

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：ハザードマップ)

当市では、平成 18 年 3 月に三重県の平成 15 年度予測をもとにした津波ハザードマップを作成したが、平成 26 年 3 月に三重県が新たな地震被害予想を発表したことを受け、より最新の情報を反映するために、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」を想定した津波ハザードマップを作成している。

なお、三重県が平成 24 年 3 月に発表した津波浸水想定「マグニチュード 9.0 で防潮堤等がない場合」が、当市での最悪の状況を想定したものとなっており、今回作成したハザードマップでは、その外側ラインを「津波避難目標ライン」として位置づけしている。

そのハザードマップでは、当所の活動エリアとなる海岸部から国道 23 号までの海拔 1～2m 程度の低い地域で概ね 2～3m の浸水が想定されている。

さらに海拔 5m 未満の地域でも 1～2m、あるいは 1m 未満の浸水が想定されている。

また、当市の海岸部は大規模な内湾である伊勢湾に面しており、南海トラフ地震による 0.2m の第一波の津波到達時間は概ね 60 分と想定しており、避難には比較的時間があるように感じられるが、常に想定外の事態にも備えて浸水想定区域外へ早期避難することが大切である。

(洪水：ハザードマップ)

当市では、平成 27 年の水防法の改正により指定された想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、ならびに各地域の避難先を水系ごとに洪水ハザードマップとして作成している。

市内において、1 級河川を含む 7 つの水系にて浸水想定されており、1 級河川の櫛田川においては、最大で 5m を超える浸水が想定されている地域もある。

阪内川沿岸部の中心市街地において、高いところで 1～3m の浸水が想定されており、松阪駅周辺においても、0.3m 未満の浸水が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市では、「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けて、市民への周知と、地域において安全な避難場所や避難経路を検討することに活用されることを想定し、土砂災害ハザードマップを地区別に作成している。

当市において、24 地区が指定されており、当所の活動エリアにおいては、11 地区が指定されている。

(地震：三重県防災対策本部 地震被害想定結果)(平成 26 年 3 月)

当市では、南海トラフ地震の被害想定について三重県が発表している地震被害想定結果をもとに、「過去最大クラス」及び発生確率が低いものの起こりうる理論上最大クラスの 2 つのケースを想定している。

特に理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生し、市内において冬季の深夜で早期避難者の比率が低いといった悪条件が重なった場合は、建物倒壊や津波による死者数が約 3,600 人、重傷者が約 2,300 人と想定されている。また、建物被害についても揺れや液状化、津波、火災などで約 32,000 棟に被害が及ぶと想定されており、沿岸部では特に液状化の危険度が高くなっている。

また、このような人的・物的被害はもとより、大きな地震が発生すると電力や通信、上下水道などのライフラインの回復にもかなりの時間を要する上、大量の瓦礫などの産業廃棄物等の処理が必要になり、相当の期間にわたって経済活動が困難な状況に陥る。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況(市内全域)(※松阪商工会議所管内)

(令和3年6月1日現在)

- ・商工業者等数 7,497件(※6,330件)
- ・小規模事業者数 5,806件(※4,821件)

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	502	476	市内に広く分布している。
	製造業	426	321	大規模製造業は工業団地に集積しているが、それ以外は市内に広く分散している。
	卸・小売業	1,319	785	市内に広く分布している。
	飲食業・宿泊業	826	578	松阪駅周辺や国道・県道沿いに多い。
	サービス業	1,458	1,117	市内に広く分布している。
	その他	1,799	1,544	市内に広く分布している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・松阪市地域防災計画の策定
- ・業務継続計画(BCP)及び災害時職員行動マニュアル策定
- ・防災訓練の実施、市民向け防災啓発冊子の発行
- ・地区防災計画の策定支援
- ・防災備品の備蓄

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・三重県中小企業共済協同組合や各損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・周辺地域の防災(避難訓練)への協力(高町自治会・三郷保育園)
- ・当所での火災を想定した避難訓練を年2回実施
- ・緊急一時避難ビル指定(平成29年9月より)
- ・各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象としたBCPの策定支援を実施
- ・災害時対応・事業継続対応(復旧)マニュアルの策定

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性周知などの取組促進が必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）当所は事業継続計画を平成29年に作成。

3) 関係団体等との連携

- ・各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・日本商工会議所と契約、及び当所と覚書を交わす損害保険会社と協力し、様々な事業活動リスクを補償し、災害時にも有効な「早期災害復旧支援サービス」を付帯サービスとして持つ『ビジネス総合保険制度』や役員・従業員が病気やケガによる休業時の所得を補償する『休業補償プラン』の普及・推進を会員事業所向けに行う。
- ・当所と代理所契約を交わす三重県中小企業共済協同組合と協力し、災害により事業用建物が損害を受けた結果、休業となった際に生じた損害を補償する「休業対応応援共済」や役員・従業員の病気やケガによる休業時の所得を補償する「所得補償共済」の普及・推進を行う。
- ・関係機関と必要に応じてセミナー等を開催し、広報活動も協力して実施する。
- ・平成29年に締結した「津波発生時における緊急一時避難ビルとしての使用に関する協定」に基づき、関係機関と連携し周知を図る。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時、窓口指導時やアンケート調査において、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認し、必要に応じて助言や専門家の紹介等を行う。
- ・本計画の状況確認や改善点等について必要に応じて当所、当市及び関係機関と協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

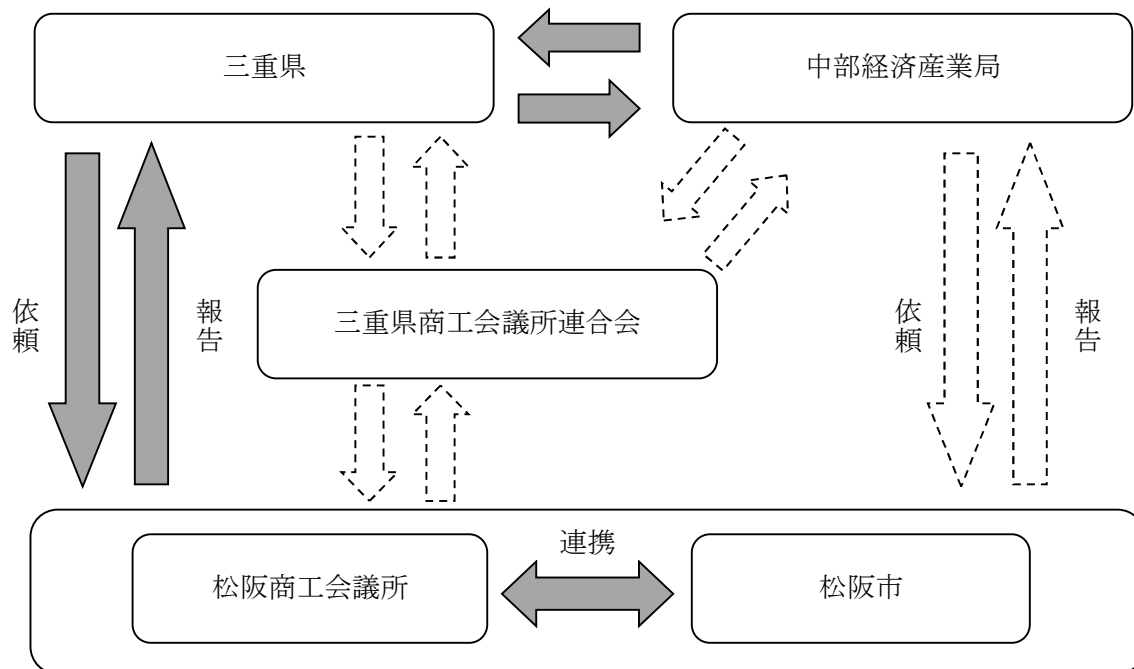
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「松阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」をふまえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した被害情報を国や県等からの情報や方針に基づき、当所又は当市から県へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は（様式第3）を参照）



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、松阪市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、三重県、松阪市等の施策）や損保会社の早期災害復旧支援サービスについて、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・国、三重県、松阪市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、松阪市、全国団体等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

【 災 害 名 】にかかると被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名

記入者所属

記入者氏名

連絡先 (TEL)

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
☐	(1)大規模な被害がある	・ 1 0 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
☐	(2)被害がある	・ 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 0 . 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
☐	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考（把握している具体的な被害等）
(例) ●×鉄工所（○○地区）：床下浸水、レストラン□○（○△地域）：強風で看板が落下
スーパー▽▲（□△町）：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

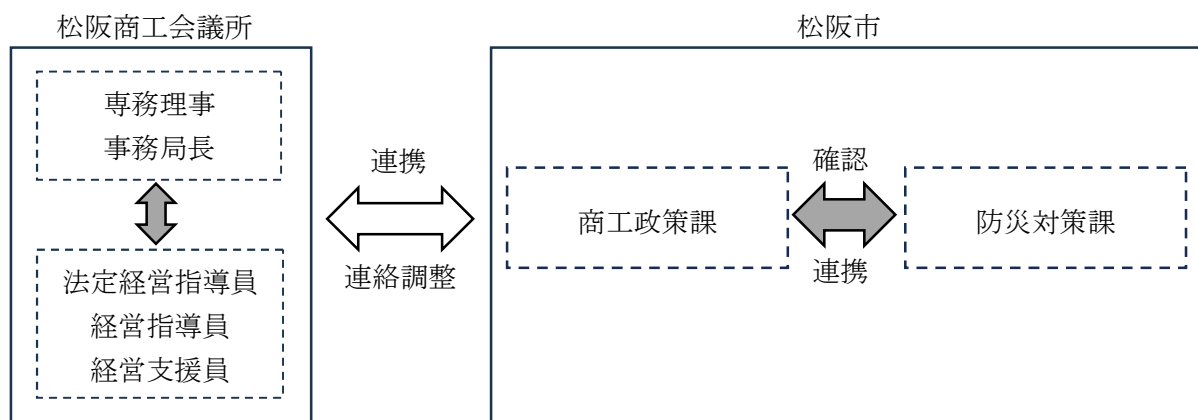
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員等 早川 政宏、三角 昌稔、加藤 静香、三田 早奈美、岡山 健太郎、植杉 将己
(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) **連絡先**

①松阪商工会議所

〒515-0014 三重県松阪市若葉町161-2

TEL: 0598-51-7811 / FAX: 0598-51-3416 / E-mail: kaigisho@mctv.ne.jp

②松阪市

松阪市役所 商工政策課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340-1

TEL: 0598-53-4149 / FAX: 0598-22-0003 / E-mail: syok.div@city.matsusaka.mie.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ 作製費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・専門家派遣費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、松阪市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	